

平成 25 年 3 月

保護者 各 位

守口市スポーツ少年団本部
本部長 末吉 規利

スポーツ少年団員登録及びスポーツ傷害保険の加入について（通知）

早春の候、保護者各位におかれましては、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、守口市スポーツ少年団活動に対し深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本市スポーツ少年団本部では、現在、剣道・軟式野球・空手道・柔道・日本拳法・サッカー・バトミントンの7部会26団体において定期的に活動を行っておりますが、この組織及び活動を維持し、かつ、発展させていくため有料登録制をとっています。毎年度、市本部に登録料を納めていただきますと、自動的に大阪府スポーツ少年団本部・日本スポーツ少年団本部に登録したことになり、同時にスポーツ少年団員となります。

つきましては、平成25年度の活動開始にあたり、活動中における安全対策に配慮しながら日常の訓練、練習に加えて他都市のスポーツ少年団との交流、交歓会など団活動を活発に行ってまいりたいと考えておりますので、各指導者の指示に従って、次のとおり登録料及び保険料の合計金額1,500円を納めていただきますようお願いいたします。

なお、今後ともスポーツ少年団活動に対して、積極的なご協力とご支援を贈りますようお願い申し上げます。

（うらに続く）

(1) 団員登録について

スポーツ少年団は、メンバーシップ制の組織です。「登録」は、そのスポーツ少年団のメンバーになるための手続きです。

「登録」によって、団員、指導者及び単位スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団、府スポーツ少年団及び市スポーツ少年団の各本部に加入することになります。

区分	市スポーツ少年団	府スポーツ少年団	日本スポーツ少年団	合計
登録料	400円	300円	300円	1000円

(2) スポーツ安全協会障害保険の加入について

指導者の責任のもとに、安全に十分配慮しながら毎週定期的に団活動を行っておりますが、特にスポーツ活動においては、注意していても事故は起こりうる可能性が大きいところから、指導者、団員及び保護者が少しでも安心して活動できるように、(財)スポーツ安全協会の傷害保険に全団員が加入していこうとするものです。

保険料(年間)		800円	
保険金額	死亡	2,000万円	事故の日から180日以内
	後遺障害	3,000万円	事故の日から180日以内 程度によって最高額の3%～100%
	入院	一日につき 4,000円	事故の日から180日以内 入院日数4日以上の障害
	通院	一日につき 1,500円	事故の日から180日以内で90日限度 通院日数4日以上の障害